平成２８年（フ）第７５３号
神戸市中央区北長狭通６丁目４番11号湊マンション301号、従前の住所兵庫県明石市朝霧山手町23番20号
債務者　戎　　義弘
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５号
兵庫県明石市大道町１丁目５番５号　若草ハイツ303号、前住所兵庫県明石市松江192番地サンプレタ大畑203号
債務者　櫻本　惠子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
兵庫県明石市中朝霧丘３番９号　ハイツエタニティー202号
債務者　今津　勝造
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
兵庫県揖保郡太子町東出２番地148
債務者　木下　秀美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２７号
兵庫県たつの市新宮町栗町234番地２
債務者　黒田富美子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第９０号
山口市吉敷佐畑４丁目９番１号、前住所山口市秋穂東3993番地
債務者　廣田千恵子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１号
長崎県島原市有明町湯江乙1815番地１
債務者　森崎　美香
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
熊本県葦北郡芦北町大字小田浦1369番地１
債務者　山崎　明美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１４５号
神奈川県横須賀市鴨居１丁目75番15号
債務者　神田　良太
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１４６号
神奈川県横須賀市鴨居１丁目75番15号
債務者　神田　　萌（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１２号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1010番地の146
債務者　和田　隆之
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第１６９号
青森県むつ市大畑町湊村159番地55
債務者　木島　真里
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
青森市金沢５丁目31番19号　メゾンアカンサスＢ号
債務者　池本麻由美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
青森県北津軽郡鶴田町大字山道字小泉66番地４　コーポラス山一12号
債務者　須藤美保子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目１番９号　メゾン花の国102
債務者　木竜　奎太
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第４５６号
神奈川県秦野市戸川139番地の１
債務者　古谷　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５１７号
神奈川県秦野市鶴巻南３丁目17番10号　サンシティ新倉　201号、前住所神奈川県綾瀬市深谷中４丁目９番22号
債務者　奥山　英一
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部